

## 保稅工場の許可期間の更新について

關稅法第 6 1 条の 4 において準用する關稅法第 4 2 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 19 日

大阪税関長 日 置 重 人

被許可者の名称及び住所	保稅地域の名称及び所在地	更新した期間
日澱化學株式会社 大阪府大阪市淀川区三津屋北3丁目3番29号	日澱化學株式会社 大阪府大阪市淀川区三津屋北3丁目3番29号	自 令和 8年 4月 1日 至 令和 14年 3月 31日